

# どこに相談すればいいの？

ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題でお悩みの方はご相談ください。

## 法務省

### みんなの人権110番

☎ 0570-003-110 (全国共通)

受付時間 平日(年末年始を除く) 8:30 ~ 17:15

※様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。

### インターネット人権相談

<https://www.jinken.go.jp/> (パソコン・スマホ・携帯電話共通)



### 外国語人権相談ダイヤル

☎ 0570-090-911 (全国共通)

対応時間 平日(年末年始を除く) 9:00 ~ 17:00

対応言語 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語  
※この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の法務局・地方法務局につながります。



## 大阪府 (一般財団法人大阪府人権協会に事業委託)

### 大阪府人権相談窓口

☎ 06-6581-8634

電話相談 月～金 第4日曜 10:00 ~ 16:00

※相談受付は終了時刻の30分前まで。  
※祝日及び年末年始を除く。ただし、第4日曜は相談を受け付けます。  
※メール・FAX・手紙による相談は常時受付。

LINE相談 木・金 18:00 ~ 22:00



### 大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口『ネットハーモニー』

☎ 06-6760-4013

電話または 月～土 16:00 ~ 22:00

※相談受付は終了時刻の30分前まで。  
※祝日及び年末年始を除く。  
※メール・FAX・手紙による相談は常時受付。

LINE相談 第2日曜 13:00 ~ 18:00



## 大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例より抜粋 (大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例)

### (定義)

第二条 この条例において、「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動」とは、人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団（以下「特定人等」という。）に対する憎悪若しくは差別的意識又は暴力をあおる目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は特定人等を著しく侮蔑するなど、特定人等であることを理由として特定人等を社会から排除することを扇動する不当な差別的言動をいう。

### (府民の責務)

第五条 府民は、基本理念にのっとり、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、府が実施する前条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、府が実施する第四条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

### (不当な差別的言動の禁止)

第七条 何人も、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動をしてはならない。

### 大阪府「ヘイトスピーチと人権に関する取組み」

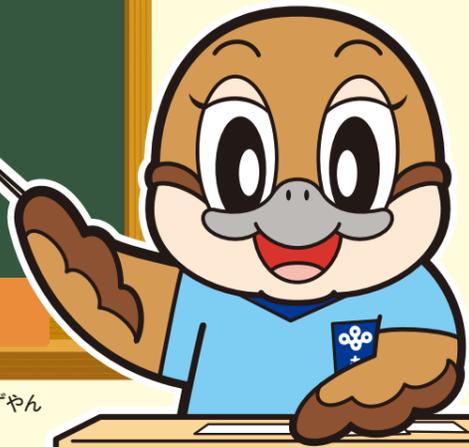
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070030/jinkenkyogo/hatejyourei/index.html>



# ヘイトスピーチ ゆるさへん!!!

## ヘイトスピーチとは？

- 1 特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの
- 2 特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えようとするもの
- 3 特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの



大阪府広報担当副知事 もずやん

平成28年6月3日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が令和元年11月1日に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例(大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例)」が施行されました。